

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年 11 月 12 日

東京都作業部会確認年月日 令和元年 11 月 13 日

事業名 借上財産評定委員会の結果について（福島あづま球場）

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、本大会における野球・ソフトボールの競技会場となる福島あづま球場の運営に必要な施設を確保するに当たり、必要となる会場使用料である。 オリンピック競技が実施される予定であり、大卒の合意に基づき、全額を東京都が負担する事項である。 パラ経費は該当なし。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性 <ul style="list-style-type: none"> 福島あづま球場は、東京 2020 大会の野球・ソフトボールの競技会場であり、土地、施設等の確保は、大会運営に不可欠である。 	
	効率性 <ul style="list-style-type: none"> 各施設の使用期間については、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 	
	納得性 <ul style="list-style-type: none"> 会場使用料は、「福島県都市公園条例」に基づき算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う使用料負担は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切と言える。 借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額である。福島県及び指定管理者と引き続き交渉し、一層の経費 	

	縮減を図り、V3 予算内に収めること。 ・ また、使用規模及び使用期間について、使用の実態に合わせて規模を見直すなど、精査を引き続き行うこと。	
--	--	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。